

高萩・北茨城広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

令和4年9月28日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、高萩・北茨城広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（令和4年高萩・北茨城広域事務組合条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業系一般廃棄物の処分)

第2条 条例第4条第2項の規定により処分することができるものは、次のとおりとする。ただし、産業廃棄物又は物品賃貸業に係るものを除く。

- (1) 紙くず及び資源となる紙類（雑誌、新聞紙、カタログ、段ボール等）。
- (2) 木製家具類（机、テーブル、椅子、棚）、梱包材、板きれ等
- (3) その他別に定めるもの

(処理除外物)

第3条 条例第7条第5号の規則に定める一般廃棄物の処理の対象でないものは、廃油、ペンキ、バッテリー、自動車部品、バイク、ピアノ、温水器、耐火金庫、ブロックその他管理者が別に定めるものとする。

(指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券の様式及び規格並びに交付の方法)

第4条 条例別表1の項の表に規定する指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券（の様式及び規格は、次のとおりとする。

- (1) 指定ごみ袋（様式第1号）
- (2) 粗大ごみ処理券（様式第2号）

2 条例別表1の項の表に規定する指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券の交付は、高萩・北茨城広域事務組合（次条において「組合」という。）が指定した取扱所で行うものとする。

(手数料の徴収方法)

第5条 条例第8条第2項の規則で定める手数料の徴収方法は、次のとおりとする。

- (1) 条例別表1の項の表に規定するごみ集積所等へ排出する場合（もやせるごみ、もやせないごみ及び粗大ごみを排出する場合に限る。）に係る手数料は、前条第2項に規定する組合が指定した取扱所において指定ごみ袋又は粗大ごみ処理券を交付した数に応じ、当該交付の際に徴収する。
- (2) 条例別表2の項の表に規定するごみ処理施設に搬入する場合に係る手数料は、その都度徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、別に定めるところにより、月単位で徴収することができる。

2 管理者は、特別な理由があると認めるとき以外は、既に徴収した手数料は返還しない。

(手数料の減免申請)

第6条 条例第8条第3項の規定による手数料の減免を受けようとする者は、手数料減免申請書（様式第3号）を管理者に提出しなければならない。

（手数料の減免決定通知）

第7条 管理者は、前条の申請があったときは、その内容を調査し、手数料減免決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（その他）

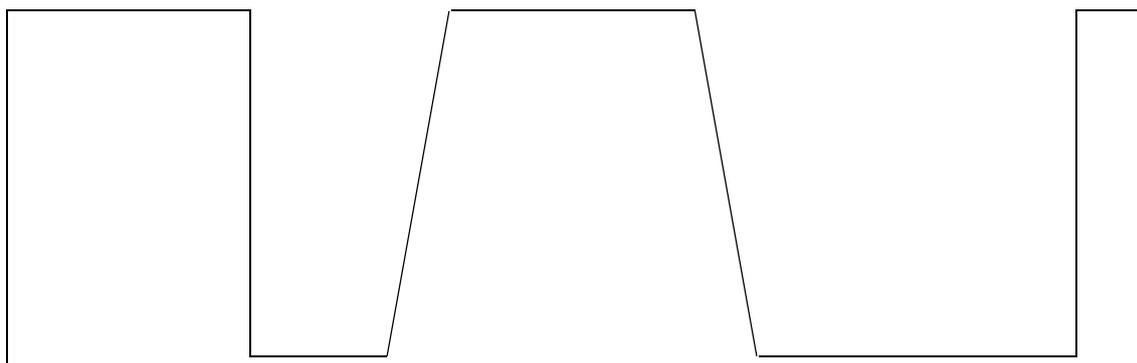
第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条第2項関係）

指定ごみ袋

	
<input type="checkbox"/> もやせるごみ	指定袋
<input type="checkbox"/> もやせないごみ	
◎排出するごみにチェックを入れてください。	
氏 名	
もやせるごみ	もやせないごみ
種類 or (もやせるごみの例示)	種類 or (もやせないごみの例示)
注 意 事 項 or (排出上の注意事項等)	
バーコード	
高萩・北茨城広域事務組合（高萩市・北茨城市）	
このごみ袋を無断で複製すると、法律により罰せられます。	

※ 10リットル、20リットル、30リットルも同様

or※規格 10リットル用、20リットル用、30リットル用、45リットル用

様式第2号（第5条第2項関係）

粗大ごみ処理券

粗大ごみ処理券

バーコード

氏名	
----	--

注意事項等 or (排出上の注意事項等)

高萩・北茨城広域事務組合（高萩市・北茨城市）

様式第3号（第6条関係）

手数料減免申請書

年 月 日

管理者 様

申請者

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称、代表者名及び印 〕

高萩・北茨城広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例第8条第3項の規定により手数料の減免を受けたいので、申請します。

減 免 区 分	
減 免 申 請 額	
減 免 理 由	

様式第4号（第7条関係）

手数料減免承認（不承認）決定通知書

年 月 日

様

管理者



年 月 日付で申請のあった手数料の減免について、下記のとおり承認（不承認）することに決定しました。

減免の区分	
減免額	減額 円、免除額 円
減免期間	
不承認の理由	
減免取消 1 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。 2 減免理由の状況が変わったとき。 3 減免期限が経過したとき。 4 その他管理者がその必要がないと認めたとき。	